

知多市立つつじが丘小学校における「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい幸せな学校生活」を送ることができるように、組織的にいじめの防止に努める。

(2) 学校がいじめに対する基本姿勢と教師の役割

これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④いじめの早期かつ確実な解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、いじめの防止と事後指導にあたる。

(3) 育てたい児童生徒の力

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。こうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

全教職員で構成する「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。そのために、定例会を学期に1回開く。

また、児童・保護者等からの訴えに対して即時に対応できる組織として、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、学年主任、担任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える「ケース会議」と事後対応を確実にするための「生徒指導部会」を組織する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年2回）し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「ケース会議」を開き、即時に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

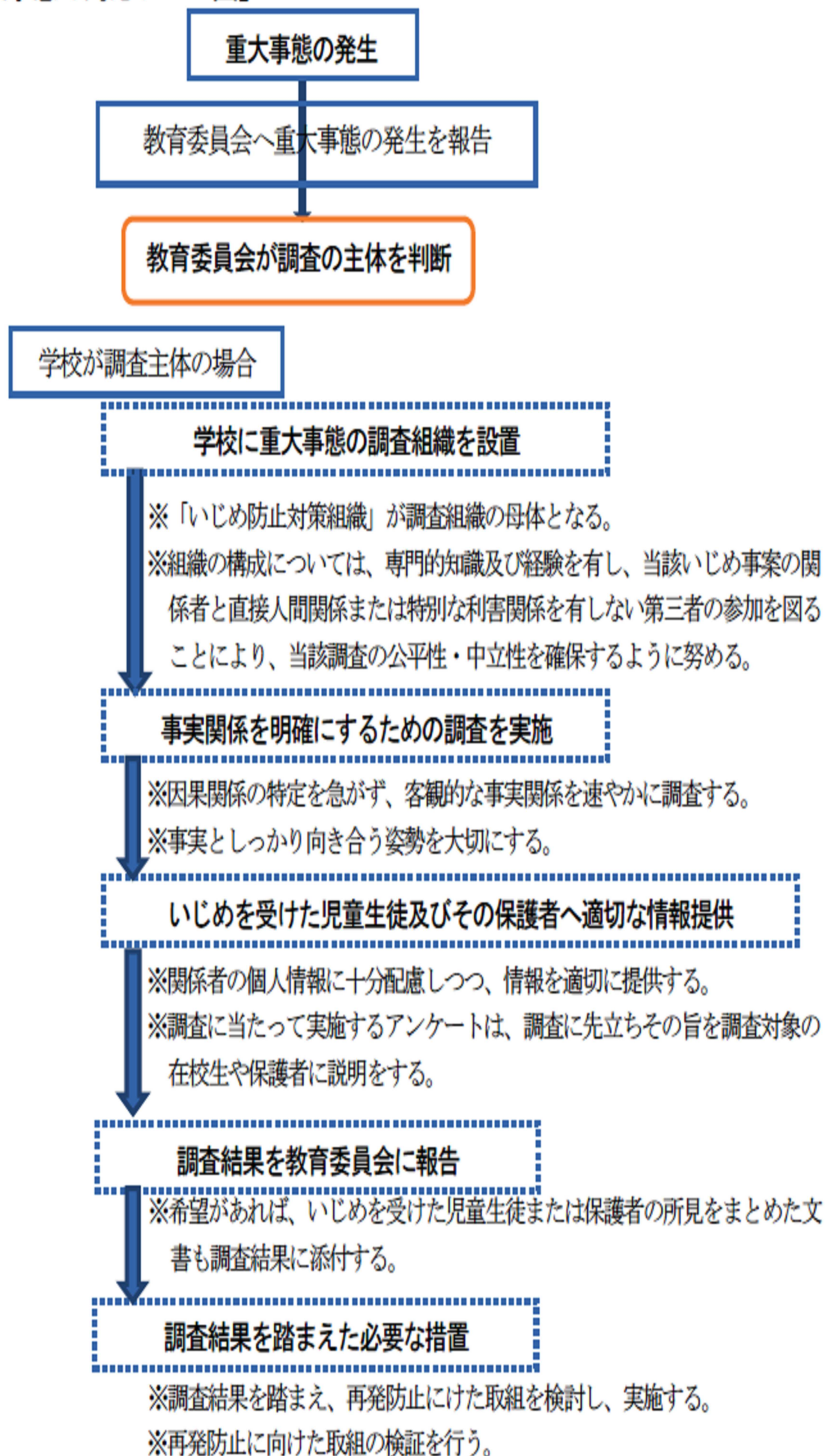
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、R－PDCAサイクル（RESEARCH－PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（7月、12月、3月）及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	R ○「学校いじめ基本方針」への共通理解 ○児童理解	○学級開き、学年開き ○1年生を迎える会 ○引き継ぎ ○教育支援委員会	○児童観察 ○身体測定	○PTA総会 ○学年懇談会 ○SCのPR
5月	P ○児童情報の共有、対応への手がかり		○クラブ、委員会等の教室外観察と情報交換	○学校関係者評価委員会
6月	D ○児童情報の共有、対応への手がかり	○学校保健委員会 ○いじめアンケート	○心のアンケート ○教育相談週間	
7月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○学習・生活の振り返り ○通学団会	○個人懇談会 ○日本語適応教室懇談会
8月	A			
9月	P ○児童情報の共有、対応への手がかり	○学期始め担任講話	○身体測定	○学校行事・授業の公開
10月	P ○児童情報の共有、対応への手がかり	○教育支援委員会 ○福祉実践教室 ○運動会		
11月	D ○児童情報の共有、対応への手がかり	○いじめアンケート ○薬物乱用防止教室	○教育相談週間 ○心のアンケート	○学校行事・授業の公開
12月	C ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間 講話・道徳授業・標語作り ○ドリームマップ作成	○学習・生活の振り返り ○通学団会	○個人懇談会 ○日本語適応教室懇談会 ○保護者の学校評価アンケート
1月	A ○企画委員会 ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」を見直す	○学期始め担任講話 ○4年成長を祝う会（1/2成人式） ○6年 親への感謝の会	○身体測定	○学校評価アンケート結果検討 ○授業の公開
2月	P ○児童情報の共有、対応への手がかり	○6年生へのメッセージ ○教育支援委員会 ○6年生を送る会	○通学団新班編制会 ○新班長・副班長指導	○学校関係者評価委員会
3月	P ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		○学習・生活の振り返り	○日本語適応教室 プレスクール
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○ケース会議による対応策の検討、実施	○朝会時の校長ほかの講話 ○道徳教育の充実 ○学級活動 ○分かる授業の充実 ○ソーシャル・スキル育成 ○ペアの日	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○通学団班長・副班長会 ○三校連絡会 ○市生徒指導部会 ○市不登校対策部会	○長寿会見守り隊 ○コミュニティへの各種文書掲示 ○あいさつ運動（毎月1週間） ○おはなし広場 ○PTA 部長会

※いじめが発生した場合の対応については、「ケース会議」によって即時対応を図り、
「いじめ・不登校対策委員会」によって全職員で共通理解を図りながら、対応していく。
また、事後対応・再発防止のため、「生徒指導部会」が中心となって対応策等を検討・提案する。